

平成 17 年度
包括外部監査の結果報告書
及びこれに添えて提出する意見

「高知市中央卸売市場事業特別会計に係る財務に関する
事務の執行及び事業の管理運営について」

高知市包括外部監査人
公認会計士 小野 和男

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	1
(1) 監査の着眼点	1
(2) 監査手続	2
5. 包括外部監査の実施期間	2
6. 外部監査人補助者	2
7. 利害関係	2
第2章 高知市中央卸売市場の概要	3
1. 高知市中央卸売市場の概要	3
(1) 施設規模	3
(2) 経緯	4
(3) 建設事業費及び財源の推移	5
2. 高知市中央卸売市場の流通の流れ	6
(1) 流通経路のフローチャート	6
(2) 施設使用料・保証金等について	9
3. 中央卸売市場を所管している組織の概要	10
4. 最近10年間の高知市中央卸売市場事業特別会計の状況	12
5. 取扱高推移等	14
(1) 高知市中央卸売市場の取扱高推移	14
(2) 全国の中央卸売市場及び地方卸売市場の取扱金額の推移	15
6. 高知市中央卸売市場の位置づけ	16
(1) 統計的にみた位置づけ	16
(2) 農林水産省からの中央卸売市場に対する指導	17
第3章 監査の結果及び意見	19
1. 工事請負費等について	19
(1) 工事の必要性の決裁について(結果)	20
(2) 分割発注について(結果)	21
(3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成について(結果)	21
(4) 工事検収について(結果)	21

(5) 文書管理等について	22
(6) 設計意図伝達業務について(意見)	23
2 . 最低価額の事前公表について(意見)	24
3 . 施設使用料について	25
(1) 施設使用料の事務手続きについて(結果)	25
(2) 建物設備使用料、使用者負担金及び駐車場使用料の滞納について(意見)	26
(3) 料金改訂について(意見)	26
4 . 一般会計からの繰入金の計算方法について(結果)	26
5 . 財産管理について	27
(1) 出納管理について	27
(2) 物品の管理について	27
6 . 組織運営について	29
(1) 公印の管理及び押印について	29
7 . 中央卸売市場の今後のあり方について(意見)	31

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

高知市中央卸売市場事業特別会計に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理運営について

(2) 包括外部監査対象期間

平成16年度を監査の対象期間とし、必要に応じて、過年度及び平成17年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

高知市中央卸売市場（以下、中央卸売市場という。）は、昭和42年に現在の地に移転してから歳月の経過とともに老朽化が進み、第7次整備事業により施設整備が一巡し、リニューアルされつつあるが、場外取引や輸入品の増加など、流通形態の変化に伴い、中央卸売市場の取扱高は減少しており、特別会計の収支も厳しくなっている。

その上、平成17年4月に卸売市場法が改正施行され、規制緩和が進みつつあり、さらに、流通経路についても、インターネットを利用したネット取引等の普及などによる構造的な変革が進んでおり、収支がさらに厳しくなることが予想される。

このような環境のもとで、中央卸売市場事業について、合規性のみならず経済性、効率性の観点から包括外部監査のテーマとして選定することは意義深いものと判断し、テーマとして選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

高知市中央卸売市場特別会計は、独立の収支管理をするように運用されているか。
高知市中央卸売市場特別会計の収入及び支出について、法令・条例・規則等に準拠しているか。

中央卸売市場における財産管理が、関係規定に準拠して行われているか。

その他、中央卸売市場について、経済性・効率性の観点から検討した。

(2) 監査手続

高知市から高知市中央卸売市場特別会計への繰入金について、その算定基準が適切かを監査した。

高知市中央卸売市場特別会計の収入のうち、金額の重要性が大きい使用料について、条例及び規則に準拠して計上されているかどうかを関係決裁文書、契約書及び調定書を閲覧して監査した。

高知市中央卸売市場特別会計の支出のうち、金額の重要性が大きい請負工事費について、関係規定に準拠して計上されているかどうかを関係決裁文書、契約書、入札状況の書類を閲覧して監査した。

中央卸売市場における物品が、関係規定に準拠して管理されているか監査した。

施設の管理運営の状況を把握するために、現場視察を実施した。

5. 包括外部監査の実施期間

自平成 17 年 8 月 2 日 至平成 18 年 2 月 28 日

6. 外部監査人補助者

公認会計士 榎本 浩

公認会計士 谷村利之

公認会計士 堀 重樹

公認会計士 前田信二

公認会計士 十川智基

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 高知市中央卸売市場の概要

1. 高知市中央卸売市場の概要

(1) 施設規模

中央卸売市場の施設規模は、以下のとおりである。

・施設規模

施設の名称		面積(m ²)	
業 務	卸売場	水産(鮮魚、塩干)	5,970
		青果	5,934
	仲卸売場	水産(鮮魚、塩干)	4,268
		青果	2,564
	買荷保管所		749
	倉庫		1,407
	関連商品売場		4,371
事 務 所	卸業者事務所		2,118
	協同組合等事務所		1,000
	管理事務所(市場課)		563
そ の 他	駐車場などの附属施設		40,293
	通路		10,138
合 計		79,375	

・敷地面積 53,022m²(敷地40,846m² + 固定棧橋12,176m²)

【中央卸売市場とは】

中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市(人口20万人以上の市等)及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものとして、卸売市場法の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場である。

【地方卸売市場とは】

地方卸売市場は、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が下記の品目のいずれか一つにつき、一定規模以上のもので、都道府県知事の許可を受けて開設される卸売市場である。

青果物(野菜及び果実をいう。) その卸売場面積 330 平方メートル

水産物 その卸売場面積 200 平方メートル

(他の品目は省略)

(2) 経緯

昭和4年	京都に次ぐ2番目に古い市場として、「高知市中央卸売市場」開設の認可
昭和5年	鮮魚部の業務を開始
昭和6年	青果部の業務を開始
昭和8年	塩干部の業務を開始
昭和27～28年	市場の整備計画の必要性が問題化
昭和28年	年間取扱高10億円突破
昭和41年	県有地(39,309.97㎡)払い下げ
昭和42年	九反田から現在の位置に全面移転(新市場竣工)
昭和44年	年間取扱高100億円突破
昭和45年	市場取扱高の急増に伴い市場の狭あいが問題化 市場南方水面30,000㎡埋立市場拡張整備計画を策定
昭和46年	市場施設整備長期計画策定
昭和53年	県有地(1,537㎡)の払い下げ
昭和54年	立体駐車場完成(11,205㎡・440台)
昭和55年	年度取扱高400億円突破
昭和60年	固定栈橋方式駐車場完成(10,766㎡、413台)
平成元年	関連店舗棟・屋上駐車場完成(5,811.5㎡)
平成8年	第6次高知市中央卸売市場整備計画策定 (注1)
平成10年	第6次整備事業青果仲卸倉庫棟完成
平成11年	第6次整備事業青果卸売場棟増築工事完成
平成12年	第6次整備事業青果卸売場棟上屋増築工事完成
平成13年	第6次整備事業青果卸売場棟改築工事完成 第7次高知市中央卸売市場整備計画策定 (注1)
平成14年	固定栈橋拡張工事完成(1,165㎡)
平成15年	第7次整備事業塩干卸売棟改築工事完成

(注1)平成元年までの大規模な工事の後、昭和40年代に完成した主な施設の老朽化が進み、平成7年の阪神大震災による耐震構造の強化を契機に、卸売棟を中心とした大規模増改築工事を行うために、平成8年に第6次市場整備計画を、平成13年に第7次市場整備計画を策定し、平成18年2月までに完成予定である。

(3) 建設事業費及び財源の推移

第6次市場整備計画及び第7次市場整備計画における建設事業費及び財源の内訳は、以下のとおりである。

年度	整備内容	事業費 (千円)	うち 国庫補助金 (千円)	うち 県補助金 (千円)	うち 市債 (千円)	うち 市費 (千円)	整備事業との 関連
平成8年度	実施設計	133,948	49,425	-	84,500	23	第6次施設整備事業
平成9年度	青果仲卸倉庫棟増築工事 (鉄骨平屋建 6,601㎡)	597,665	217,640	21,656	356,300	2,069	
平成10年度 ～平成11年度	青果卸売場棟増築工事 (鉄骨2階建 5,158㎡)	1,059,254	343,144	34,081	637,400	44,629	
平成10年度 ～平成12年度	青果卸売場棟改築工事 (鉄骨2階建 8,560㎡) 青果卸売場 固定棧橋工事	1,919,210	656,531	65,098	1,162,500	35,081	
平成12年度 ～平成15年度	塩干卸売場棟改築工事 (鉄骨2階建 3,726㎡)	1,005,705	307,988	25,014	653,300	19,403	第7次施設整備事業
平成12年度 ～平成15年度	警備棟新築工事 (鉄骨平屋建 111㎡)	51,060	8,352	-	42,500	208	
平成15年度 ～平成16年度	鮮魚卸売場棟改築工事 (鉄骨造重層 4,719㎡)	1,019,728	339,049	27,992	652,400	287	
平成16年度	活魚水槽新設工事	64,219	19,975	-	44,200	44	
平成16年度 ～平成17年度	鮮魚卸売場棟 (その2)改築工事 (2,524㎡)	595,730	198,339	-	338,500	58,891	(注)
平成16年度 ～平成17年度	管理棟改築工事 (鉄骨3階建 2,505㎡)	648,732	172,838	-	460,900	14,994	
合計	(注)	7,095,251	2,313,281	173,841	4,432,500	175,629	

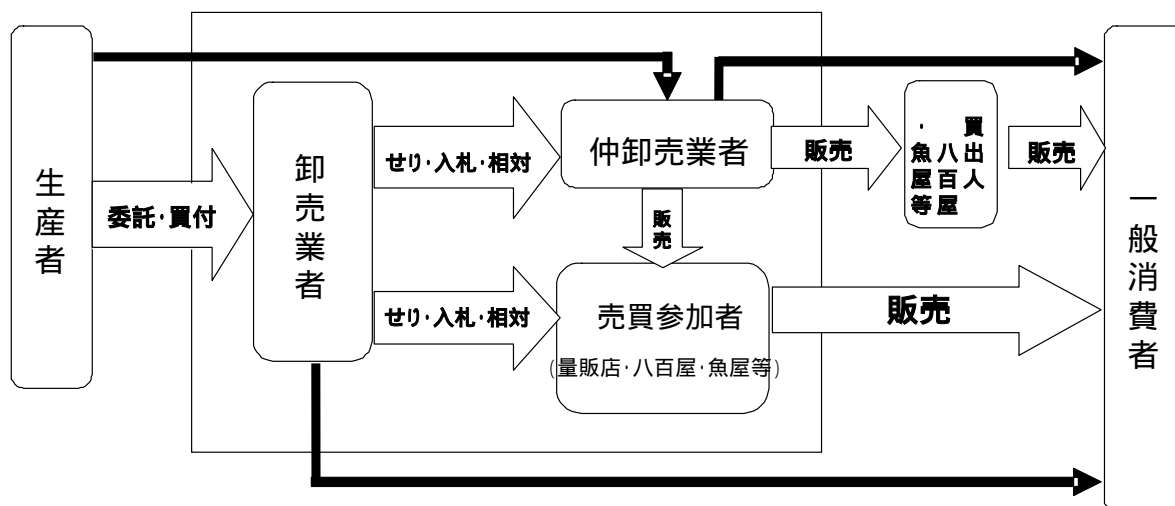
(注) 平成16年度～平成17年度の管理棟改築工事の事業費は、国庫補助金の申請時の事業費を記載しており、最終確定金額ではない。

上表のとおり、第6次市場整備事業及び第7次市場整備事業は、平成8年度から始まり平成17年度に終了することになるが、総事業費は約71億円になると見込まれている。

2 . 高知市中央卸売市場の流通の流れ

(1) 流通経路のフローチャート

平成 16 年度に市場法が改正され、自由化（規制緩和）の措置がとられたことにより、中央卸売市場における主な流通経路は、以下のとおりとなっている。



1) 生産者から市場へ

➤ 従来

卸売業者は、原則、生産者からの委託により出荷物を市場で扱っていたが、市の許可により例外的に卸売業者が買い付けることも認められていた。

➤ 自由化措置

卸売業者は、生産者への買付が例外的に認められていたが、自由化された。

仲卸業者は、当市場の卸売業者からの買入が困難な場合に生産者への買付が例外的に認められていたが、市場間連携や生産者・加工業者との連携のための買付も認められた。

2) 市場内での取引

卸売業者から仲卸業者へ（卸売業者から仲卸業者・売買参加者まで）

卸売業者は、仲卸業者もしくは売買参加者に対して、せり売・入札・相対取引の方法により売買を行う。なお、岸壁から直接水揚げされるかつお、まぐろは、せり売に限定されているが、それ以外の品目については商慣習に従っている。

【せり売、入札、相対取引とは】

販売方法	内 容
せり 売	せり人(業務条例第14条の規定により市長の行う登録を受けた者)が卸売場で公開の方法により仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
入 札	非公開の方法により仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
相対取引	卸売業者が、仲卸業者若しくは売買参加者と交渉の上、販売する方法(あらかじめ販売価格が定められている場合有り。)をいう。

3) 市場内から市場外へ

➤ 従来

量販店、八百屋、魚屋などの売買参加者や買出人は、中央卸売市場で購入したものを一般消費者へ販売する。

➤ 自由化措置

卸売業者は、開設区域内に出店することが認められた。

仲卸業者は、開設区域内に出店することが認められた。

卸売業者に市場間連携のための買付が認められた。

卸売業者に生産者や加工業者との連携のための買付が認められた。

上記 ~ については、法令、条例上は市長の承認が必要となっているが、事例はない。

卸売業者、 仲卸売業者、 関連事業者、 売買参加者及び 買出人の内容は、以下のとおりである。

項 目	内 容
卸売業者	<p>卸売市場法第 15 条第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を受けた業者であり、高知市中央卸売市場においては、水産部で 4 社、青果部で 2 社である。</p> <p>卸売業者の数の最高限度は、高知市中央卸売市場業務条例(以下、「業務条例」)第 8 条により制限されている。</p>
仲卸業者	<p>業務条例第22条により市長の許可を受けているものであり、水産40社、青果15社である。</p> <p>仲卸業者の数の最高限度は、業務条例第21条により制限されている。</p> <p>仲卸業者は、以下の制限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕入について 開設区域内（高知市内）において、販売の委託の引受け及び卸売業者以外の者からの買入れを行うことを禁止されており卸売業者からの購入に限られる。（市長の許可を受ける場合は除く。）（業務条例第54条） ・販売について 開設区域内では店舗を有することはできない。 <p>（注）原則として開設区域内に店舗を有することはできないが、平成17年5月の条例改正により、市長の承認がある場合は店舗を有することができるようになった。開設区域外（高知市外）に店舗を持つことは制限されていない。</p>
関連事業者	<p>市場機能の充実を図り又は出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供するため、市長の許可により、市場の取扱品目以外の食料品の販売及び飲食等のサービスの提供を行う業者である。</p>
売買参加者	<p>業務条例第30条により市長の承認を受けている者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕入について 卸売業者及び仲卸業者から購入でき、卸売業者からは、せり売・入札・相対取引の方法により購入を行い、仲卸業者のように、仕入について制限はない。 ・販売について 直接消費者へ販売を行う。
買出人	<p>市場内の仲卸業者から買受ける者をいい、買出人となるには、6 千円（2 年間）を市に支払い、入場許可書を入手することが求められる。</p>

(2) 施設使用料・保証金等について

1) 施設使用料

市場関係者が市に支払う施設使用料等の主なものは、以下のとおりである。

種 別		金 額
変 動 使用料	卸売業者市場使用料	卸売金額（消費税等込み）の1,000分の3
	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第53条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその買い入れた物品の買い入れ金額（消費税等込み）の1,000分の3
固 定 使用料	卸売業者売場使用料	1 m ² につき 月額 137円
	仲卸業者売場使用料（店舗）	1 m ² につき 月額 1,355 円
	関連事業者営業所使用料（店舗）	1 m ² につき 月額 1,712 円
	事務所使用料	1 m ² につき 月額 966 円
	集会所使用料（大会議室）	1 回（4 時間）につき 1,155 円
	買荷保管所使用料	1 m ² につき 月額 378 円
	倉庫使用料	1 m ² につき 月額 1,208 円
	立体駐車場使用料（1F）	1 台につき 月額 6,300 円
	空地使用料	1 m ² につき 月額 200 円
	通過物使用料（水産物）	1 トンにつき 525 円
その他の施設使用料	1 m ² につき 月額 500 円	

（注）固定使用料は、上記の定める金額によって算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額である。

卸売業者は、毎開市日に、当日卸売した物品について、売買取引の方法ごとの卸売の数量及び卸売価格等を市長に報告する義務がある（業務条例第 59 条 2 項）。市場使用料は、卸売業者からの報告に基づき算定され、納付される。また、市場の施設使用申請及び許可は 3 年に 1 度更新されている。

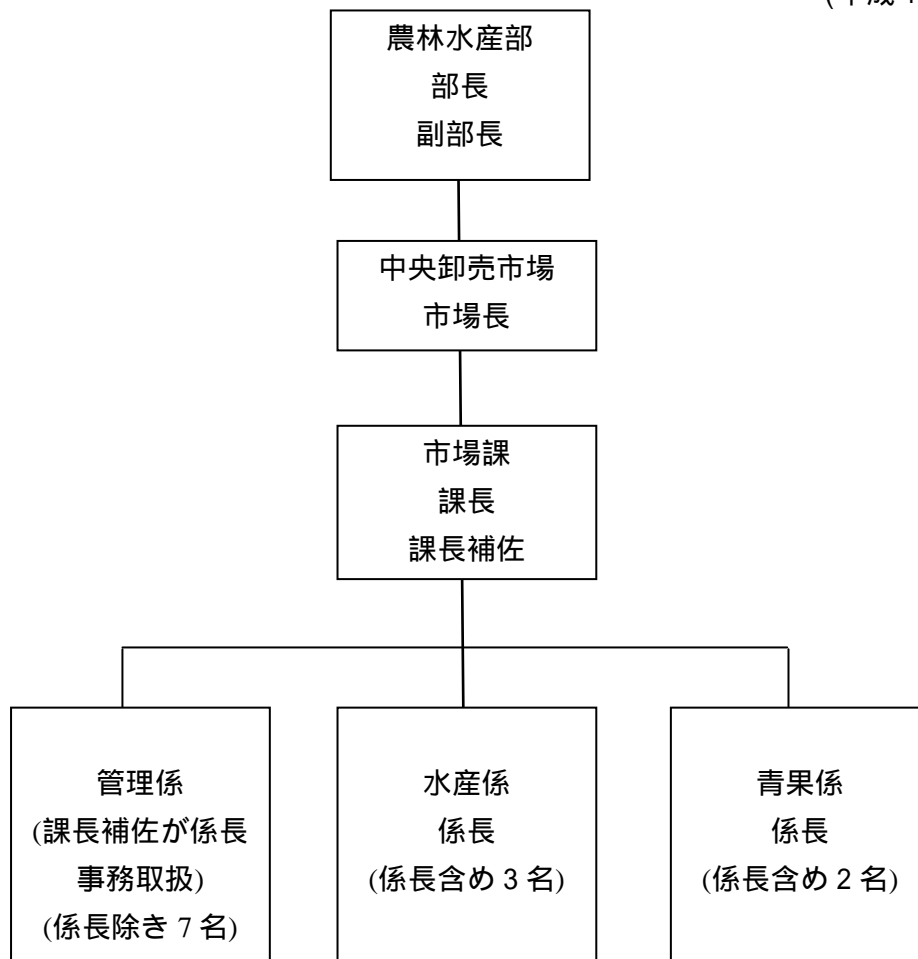
2) 保証金

卸売業者・仲卸業者・関連事業者について、市長へ預託すべき保証金額が、以下のとおり規定されている。

業者	項目	保証金の内容	金 額
卸 売 業 者		業務を行うための保証金	前 2 年（暦年）の平均卸売金額に応じて、120 万円から 800 万円の間の額
仲 卸 業 者		施設使用保証金	施設使用料月額額の 3 倍に相当する額
関 連 事 業 者			

3. 中央卸売市場を所管している組織の概要

(平成 17 年 4 月 1 日現在)



(各係の主な職務内容)

管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備補助金等整備計画関係 ・ 予算・決算関係 ・ 契約関係 ・ 出納関係 ・ 施設使用指定・返還使用料・負担金関係 ・ 保証金・駐車場関係 ・ 施設管理・整備
水産係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物業務指導監督
青果係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青果業務指導監督

中央卸売市場において、管理職 3 名を含め、合計 15 名体制である。

(中央卸売市場特有の専決事項)

市場長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市場運営の一般方針の設定に関する事(重要なものを除く) (2) 仲卸業者の許可及び取消しに関する事 (3) 関連事業者の許可及び取消しに関する事 (4) 受託契約約款の承認に関する事 (5) せり人の登録に関する事 (6) 業務又は会計に関する改善措置に関する事 (7) 業者処分に関する公開聴聞に関する事 (8) 市場施設の使用指定並びに許可若しくは使用制限に関する事 (9) 使用料等の減免に関する事 (10) 市場内業者の処分に関する事 (11) 卸売業務の代行に関する事 (12) 開設者の卸売業務の執行に関する事 (13) 施設の補修命令及び費用弁償に関する事 (14) 市場の出入等に対する指示に関する事 (15) 市場秩序の保持等の措置に関する事
課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 売買参加者の承認及び取消しに関する事 (2) 市場の臨時開場又は臨時休業に関する事 (3) 開場時間の臨時変更に関する事 (4) 保証金に関する事 (5) 市場関係者からの報告及び届出の処理に関する事 (6) 卸売業者及び仲卸業者並びに関連事業者の業務若しくは財務の検査に関する事 (7) 取扱物品の所属部の決定に関する事 (8) 関連事業者の業務又は取扱品目についての指示に関する事 (9) せり売、入札売以外の販売方法の承認に関する事 (10) 卸売業者の特定物品の販売方法に関する事 (11) 卸売の方法その他の指示に関する事 (12) 卸売の相手方の例外承認に関する事 (13) 自己の計算による卸売の承認に関する事 (14) 市場外にある物品の卸売の場所の指定に関する事 (15) 検査員の指定及び証明に関する事 (16) 仲卸業者の卸売業者以外からの買入許可に関する事 (17) 卸売りの売買差止め、せり直し及び再入札命令に関する事 (18) 売買参加代行承認に関する事 (19) 衛生上有害物品の売買差止め又は撤去に関する事 (20) 入荷数量等の公表に関する事 (21) 出荷奨励金、前渡金等の承認に関する事 (22) 支払猶予の特約承認に関する事 (23) 卸売代金変更の理由となる検査員の指定に関する事 (24) 施設の原状変更の承認に関する事 (25) 電力等使用者負担に関する指定に関する事 (26) 場内営業の認可に関する事 (27) 場内無許可営業者に対する退去命令に関する事 (28) 清掃区分及び費用分担に関する事 (29) 市場内の警備に関する事 (30) その他取引又は管理上の承認並びに指示等に関する事

4 . 最近 10 年間の高知市中央卸売市場事業特別会計の状況

歳入 (単位：百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
*1 事業収入	344	347	352	357	352	346	351	341	333	333
*2 国庫支出金	-	49	217	169	315	454	111	178	214	365
*3 県支出金	-	-	21	16	31	45	11	22	14	16
*4 一般会計繰入金	234	129	139	169	168	176	183	188	192	195
減債基金繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80
前年度からの繰越金	-	73	23	-	3	17	44	84	84	59
*7 諸収入	316	381	301	218	108	146	127	97	93	100
市債	-	84	356	34	870	781	224	368	416	746
歳入合計	895	1,065	1,411	966	1,850	1,965	1,052	1,278	1,346	1,894

歳出

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
総務費	636	893	1,263	810	1,685	1,711	799	1,017	1,094	1,553
人件費	158	158	175	172	157	148	143	143	133	128
需用費	149	130	145	143	144	141	142	119	111	127
*5 委託料	77	288	93	96	129	175	109	156	152	104
工事請負費	22	4	625	268	1,207	1,207	368	517	593	1,134
*6 減債基金への積立金	-	-	-	-	-	-	6	50	40	30
その他	230	313	225	131	48	40	31	32	65	30
公債費	150	148	148	152	147	159	169	176	193	198
元金	69	71	74	77	75	74	77	83	101	104
利子	81	76	74	75	72	84	92	93	91	93
*8 繰上充用金	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歳出合計	822	1,042	1,411	963	1,833	1,871	968	1,194	1,287	1,751

歳入歳出差額	73	23	-	3	17	94	84	84	59	143
減債基金への積立額	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-
*9 翌年度への繰越金	73	23	-	3	17	44	84	84	59	143

(参考)

減債基金の累計額	-	-	-	-	-	50	56	106	146	96
----------	---	---	---	---	---	----	----	-----	-----	----

- *1 事業収入には、中央卸売市場の施設使用料収入が含まれる。
- *2 国庫支出金は、施設整備に係る国からの補助金である。
- *3 県支出金は、施設整備に係る県からの補助金である。
- *4 一般会計繰入金は、原則として、中央卸売市場での営業費用の30%、平成4年以降発行の市債の利子支払額の2分の1及び施設の建設改良に係る市債の元金償還額の2分の1の合計額である。
- *5 委託料には、警備、清掃、保守点検などの毎年発生するようなものと施設整備に係る設計及び工事監理といった変動的なものも含んでいる。
- *6 減債基金は、中央卸売市場特別会計で起債された市債の償還財源のために積み立てられたものである。減債基金への積立金は、その年度に減債基金として積み立てた金額であり、減債基金繰入は、減債基金から取り崩した金額である。
- *7 諸収入は、光熱費の利用者負担金である。
- *8 繰上充用金とは、会計年度末に歳出が歳入を超えるときに、翌年度の歳入を繰上げてこれに充用した金額である。
- *9 平成16年度の翌年度への繰越金143百万円は、翌年度への繰越工事分120百万円と特別会計の貯金としての性格を持つもの23百万円からなる。

(最近 10 年間の高知市中央卸売市場事業特別会計の財務分析)

中央卸売市場事業の収支構造を概括すると、施設の整備工事費の財源は、約 40%が国と県の補助金により賄われ、残りを起債により調達している。人件費や需用費などの中央卸売市場の運営費は、約 30%を一般会計からの繰入金で支払っている。また、地方債の元利金の半分についても同様に市の一般会計からの繰入金で償還している。したがって、運営費の 70%と地方債の償還元利金の半分は、施設使用料などの事業収入で賄うことを想定している。

当該特別会計の貯金ともいうべき減債基金は、平成 12 年度ごろから増加し、平成 16 年度末では、繰越金のうち貯金としての性格を持つものと合せて 119 百万円に達している。これは人件費、需用費や委託費などで人員削減や入札などにより歳出を削減してきた結果である。

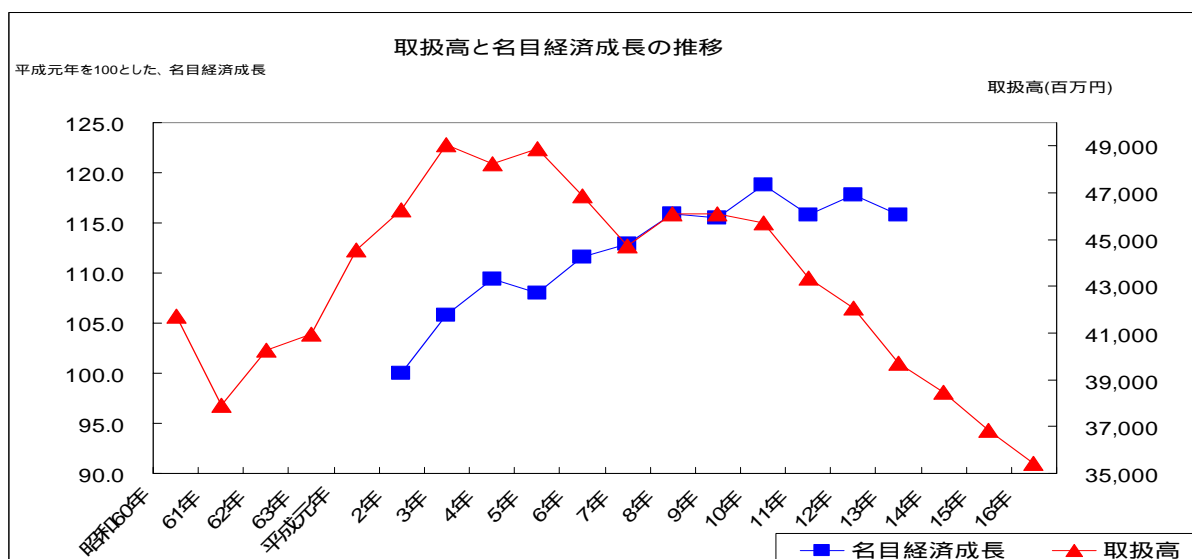
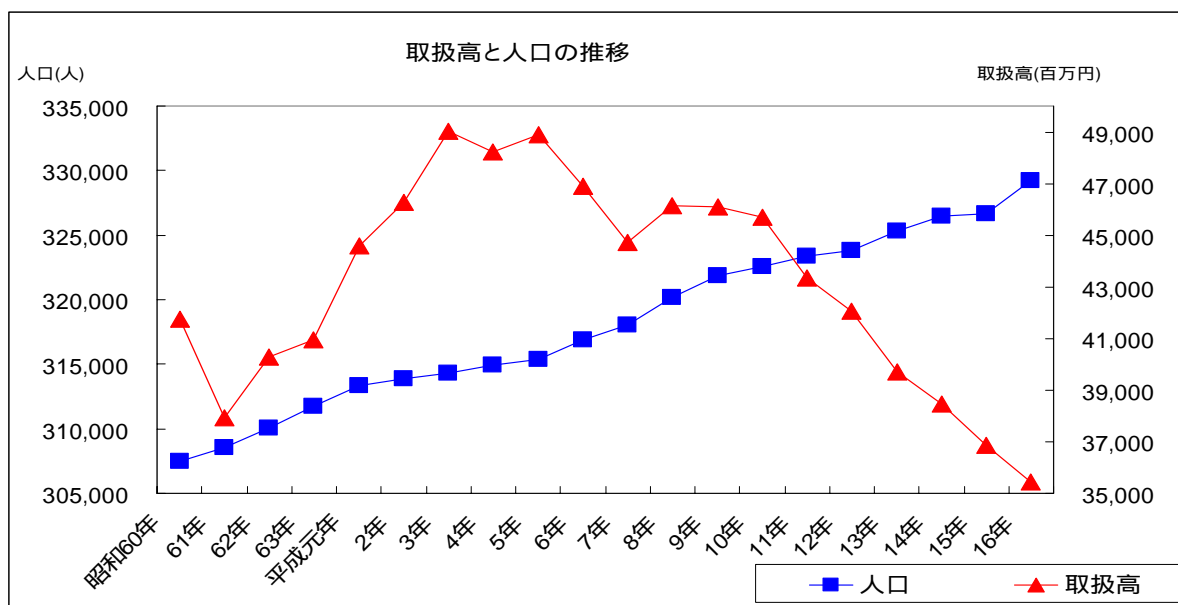
施設使用料などの事業収入は、平成 10 年度をピークに、その後 6 年間で約 6 ポイント減少している。一方、施設管理のための人件費は、平成 9 年度をピークに減少傾向にあり、約 26 ポイント減少している。また、需用費(光熱費、修繕費など)は、平成 7 年度から平成 13 年度は概ね 140 百万円台で推移していたが、平成 14 年度以降は 120 百万円前後と削減されてきている。このように、事業収入は、ほぼ堅調な推移をしていることから、人件費・需用費・委託費と事業収入との関係では、最近 7 年間で効率的な運営を目指してきているのが財務上の数字から読み取ることができる。

しかし、第 6 次、第 7 次の整備事業により、大規模な改修工事を行っているため、請負工事費が 10 年間で 59 億円と大きく増加してきており、その請負工事費のため地方債を 10 年間で 38 億円発行していることから、その償還が今後大きな財政負担となることが想定される。

5 . 取扱高推移等

(1) 高知市中央卸売市場の取扱高推移

高知市の人口及び名目経済成長は共に増加傾向にあるが、中央卸売市場の取扱高は、平成3年度をピークとして減少傾向にある。これは、生産者から消費者までの物流構造の変化が中央卸売市場経由から量販店を中心とした流通経路の多様化が進んだことに起因すると推定される。

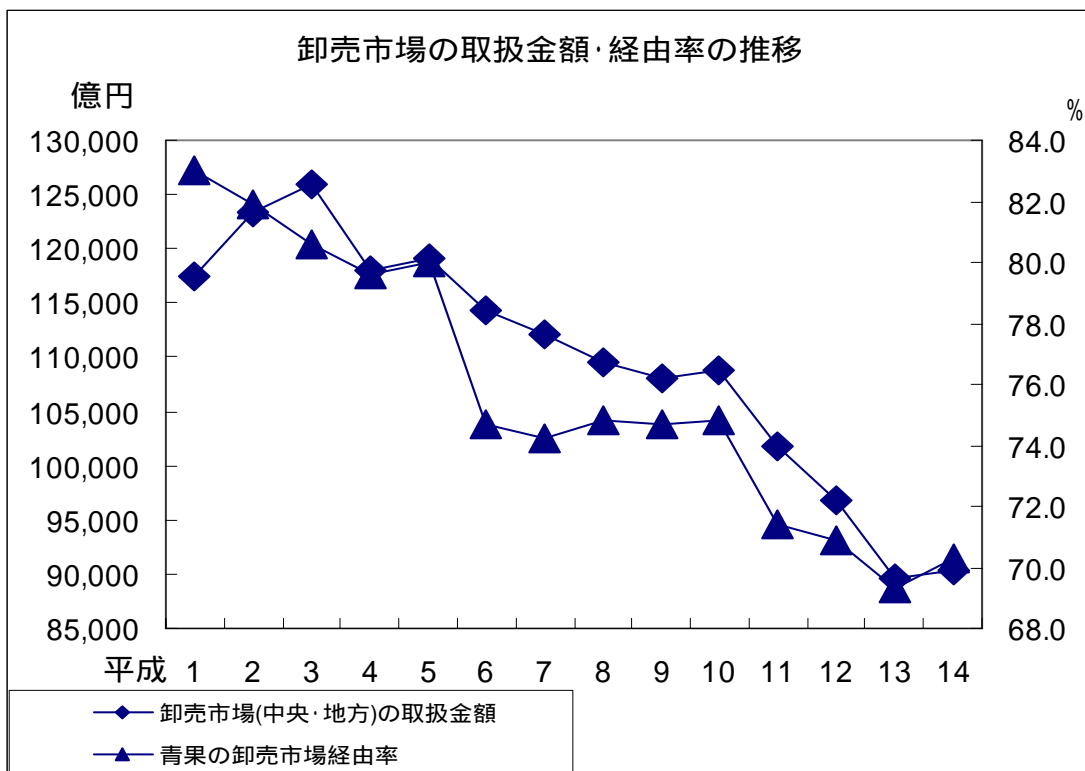


(「市場年報 平成15年度 高知市」より、但し、名目経済成長率は「平成13年度市町村経済統計書」(高知県企画振興部統計課)より)

(2) 全国の中央卸売市場及び地方卸売市場の取扱金額の推移

全国の中央卸売市場及び地方卸売市場の取扱金額は、平成3年度の12兆5千億円をピークに、平成13年度までに、9兆円まで約30ポイント近くも減少し、青果の卸売市場の経由率も平成4年度までは80%以上あったが、平成13年度には70%を下回るといった状況である。

したがって、全国的に卸売市場規模が縮小傾向であり、直接、量販店経由で最終消費者へと、流通構造が大きく変化していることが伺える。



(農林水産省卸売市場室調べ。地方卸売市場については、水産物産地市場は除外している。)

6 . 高知市中央卸売市場の位置づけ

(1) 統計的にみた位置づけ

中央卸売市場は、全国で 56 の市場が開設されている。高知市中央卸売市場は、取扱高については、33 位であるものの、過去の施設整備及び合理化策等により、敷地面積当り取扱高・職員当り取扱高は、11 位・19 位と比較的、効率的に運営されているといえる。なお、建延べ面積当たりで見ると、50 位と後順位となっているが、これは立体駐車場及び屋上駐車場に建延べ面積を大きくとっているという特徴によるものである。

取扱高順位

1	東京都	11	大阪府	21	奈良県	31	松山	41	三重県	51	室蘭
2	大阪市	12	広島	22	徳島	32	船橋	42	山形	52	さいたま
3	名古屋	13	金沢	23	鹿児島	33	高知	43	八戸	53	呉
4	横浜	14	岐阜	24	千葉	34	和歌山	44	尼崎	54	釧路
5	札幌	15	川崎	25	姫路	35	福島	45	久留米	55	藤沢
6	青森	16	岡山	26	宮崎	36	富山	46	沖縄	56	下関
7	仙台	17	宇都宮	27	高松	37	福井	47	佐世保		
8	神戸	18	北九州	28	秋田	38	大分	48	長崎		
9	福岡	19	浜松	29	盛岡	39	甲府	49	函館		
10	京都	20	静岡	30	いわき	40	新潟	50	宇部		

敷地面積当り取扱高順位

1	札幌	11	高知	21	宇都宮	31	大分	41	長崎	51	室蘭
2	青森	12	仙台	22	鹿児島	32	船橋	42	甲府	52	沖縄
3	大阪市	13	岐阜	23	浜松	33	秋田	43	宇部	53	三重県
4	東京都	14	大阪府	24	奈良県	34	福島	44	福井	54	釧路
5	名古屋	15	神戸	25	川崎	35	広島	45	呉	55	下関
6	金沢	16	高松	26	岡山	36	宮崎	46	いわき	56	藤沢
7	京都	17	徳島	27	静岡	37	和歌山	47	山形		
8	さいたま	18	新潟	28	尼崎	38	八戸	48	佐世保		
9	姫路	19	久留米	29	松山	39	千葉	49	盛岡		
10	横浜	20	福岡	30	北九州	40	富山	50	函館		

職員当り取扱高順位

1	青森	11	徳島	21	岡山	31	宮崎	41	いわき	51	尼崎
2	札幌	12	北九州	22	神戸	32	横浜	42	川崎	52	広島
3	金沢	13	久留米	23	新潟	33	鹿児島	43	松山	53	佐世保
4	岐阜	14	姫路	24	宇部	34	甲府	44	大阪市	54	藤沢
5	仙台	15	大阪府	25	盛岡	35	千葉	45	室蘭	55	呉
6	宇都宮	16	高松	26	東京都	36	三重県	46	釧路	56	下関
7	名古屋	17	京都	27	福井	37	長崎	47	山形		
8	福岡	18	奈良県	28	八戸	38	船橋	48	函館		
9	静岡	19	高知	29	福島	39	大分	49	沖縄		
10	浜松	20	秋田	30	富山	40	和歌山	50	さいたま		

建延面積当り取扱高順位

1	青森	11	新潟	21	鹿児島	31	和歌山	41	福井	51	室蘭
2	札幌	12	岐阜	22	京都	32	宮崎	42	神戸	52	尼崎
3	徳島	13	奈良県	23	宇部	33	釧路	43	大分	53	下関
4	金沢	14	浜松	24	高松	34	富山	44	沖縄	54	呉
5	さいたま	15	横浜	25	岡山	35	山形	45	函館	55	佐世保
6	仙台	16	八戸	26	船橋	36	甲府	46	福岡	56	藤沢
7	姫路	17	静岡	27	名古屋	37	松山	47	三重県		
8	東京都	18	大阪市	28	北九州	38	川崎	48	長崎		
9	いわき	19	大阪府	29	久留米	39	広島	49	盛岡		
10	宇都宮	20	秋田	30	福島	40	千葉	50	高知		

(2) 農林水産省からの中央卸売市場に対する指導

平成 17 年 3 月に農林水産省は、平成 17 年度から平成 22 年度を計画期間とする「中央卸売市場整備計画」（第 8 次整備計画）を公表し、運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場名及び取り組む再編措置の内容を以下のとおり挙げている。

また、高知市中央卸売市場は、冷蔵庫、低温売場等施設の改善を図ることが必要と認められる市場として挙げられている。市は第 8 次整備計画により冷蔵庫、低温売場等を設置する予定である。

(出典：農林水産省HPより「中央卸売市場整備計画」を引用)

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第2の1の(2)に規定する再編基準(注2)に該当する中央卸売市場	藤沢市中央卸売市場	平成19年4月に地方卸売市場への転換を図る。
	福岡市中央卸売市場東部市場	平成26年度末までに福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止する。
	川崎市中央卸売市場南部市場	検討中。 (遅くとも平成18年度末までに具体的な取組内容及び実施時期を決定するものとする。)
	三重県中央卸売市場(注1)	
	尼崎市中央卸売市場	
	呉市中央卸売市場	
	下関市中央卸売市場	
	松山市中央卸売市場中央市場(注1)	
松山市中央卸売市場水産市場		
佐世保市中央卸売市場干尽市場(注1)		
上記以外の中央卸売市場	大分市中央卸売市場	平成18年4月に地方卸売市場への転換を図る。

(注1) 三重県中央卸売市場については水産物部、松山市中央卸売市場中央市場及び佐世保市中央卸売市場干尽市場については花き部が再編基準に該当する。

(注2) 上記再編基準は、以下のとおりである。

以下の ~ の指標のうち3項目以上を満たす中央卸売市場は、再編の取組を実施する必要がある。

取扱数量が開設区域の需要量未滿

取扱数量が一定規模未滿(青果部:65,000トン未滿、水産物部:35,000トン未滿)

取扱数量が直近で3年連続減少し、かつ、過去3年間で取扱が一定以上減少(青果部:9.9%以上、水産物部:15.7%以上)

次のいずれかの要件に該当すること

a 市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が3年間連続して総務省の基準を超過

b 主たる卸売業者が3年間連続して経営改善命令の要件に該当

再編基準に該当する市場については、以下の措置のいずれに取り組むかを検討する必要がある。

(a) 市場運営の広域化

(b) 地方卸売市場への転換

(c) 他の卸売市場との連携・統合 等

なお、高知市中央卸売市場では、上記の4項目の指標のうち、水産物部は 2 の項目、青果部は 1 の項目が抵触している状況である。

第3章 監査の結果及び意見

1. 工事請負費等について

平成14年度から平成16年度までの中央卸売市場整備事業に係る下記の工事請負契約等38件（平成14年度12件、平成15年度15件、平成16年度11件）について、契約決裁、業者選定、検収状況の決裁文書一式を監査した。その結果、以下の問題点が発見された。

平成14年度から平成16年度までの国庫補助工事等（指名競争入札により業者選定）

年度	工事名	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率 (%)
H14	塩干卸売棟改築工事（その2）	115,178	110,570	96.0
	塩干卸売棟改築工事（その3）	270,003	215,980	79.9
	塩干卸売場棟改築電気設備工事	134,436	115,500	85.9
	塩干卸売場棟改築機械設備工事	49,015	47,250	96.4
	設計費（その3）	9,156	8,925	97.4
	工事監理費（その2）	3,854	3,780	98.1
	工事監理費（その3）	35,114	34,650	98.7
H15	鮮魚卸売場棟改築工事	786,443	629,092	79.9
	鮮魚卸売場棟改築電気設備工事	274,164	270,900	98.8
	鮮魚卸売場棟改築機械設備工事	63,536	50,823	79.9
	実施設計費	20,037	19,950	99.5
	鮮魚卸売場棟改築工事設計意図等伝達委託業務	2,408	2,363	98.1
	警備棟新築工事	24,780	19,824	80.0
	警備棟新築電気設備工事	19,016	18,637	98.0
	警備棟新築機械設備工事	10,755	10,342	96.2
	警備棟新築工事実施設計修正委託	2,185	2,100	96.1
	16年度実施設計	24,724	24,675	99.8
H16	鮮魚卸売場棟（その2）・管理棟改築工事	885,761	708,537	79.9
	鮮魚卸売場棟（その2）・管理棟改築電気設備工事	327,086	287,805	87.9
	鮮魚卸売場棟（その2）・管理棟改築機械設備工事	201,968	161,574	80.0
	鮮魚卸売場棟（その2）・管理棟改築工事設計意図等伝達委託業務	8,087	7,980	98.7
	活魚水槽新設工事実施設計費	2,296	2,152	93.8
	活魚水槽新設工事	74,080	59,273	80.0

平成 14 年度から平成 16 年度までの市単独工事

年度	工事名	工事金額 (千円)	備考
H14	市場関連店舗東面 1～4 通外壁塗装改修工事	1,267	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	市場関連店舗東面 4～7 通外壁塗装改修工事	1,208	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	市場関連店舗東面 7～10 通外壁塗装改修工事	1,297	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	市場関連店舗東面 10～13 通外壁塗装改修工事	1,091	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	仮設店舗基礎工事	446	3 社による見積もり合わせにより業者選定
H15	外壁改修・電動車置場設置工事	11,298	指名競争入札
	電動車置場電気設置工事	1,234	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	塩干卸売場風除壁取付工事	683	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	仮設タタキ加工場設置工事	756	随意契約
	関連店舗棟改修工事	5,726	指名競争入札
H16	関連店舗棟改修(その2)工事	5,985	随意契約
	関連店舗等 外壁塗装改修工事	1,292	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	仮スチール置場設置工事	1,289	随意契約
	立体駐車場照明器具修繕工事	1,208	3 社による見積もり合わせにより業者選定
	タタキ焼き場設置工事	2,940	随意契約

(1) 工事の必要性の決裁について(結果)

工事請負契約に関する決裁文書を閲覧した結果、市単独工事において、工事を実施する必要性を検討した経緯が記載されていないものがあり、担当者が代わった現在では、工事を行った経緯及び妥当性について、十分な説明を受けられなかった。

今後は、工事請負契約に関する決裁文書には、工事を実施する必要性を検討した経緯及び妥当性を記載しておくべきである。

(2) 分割発注について (結果)

平成 14 年度の工事請負契約の中には、契約規定を逸脱する意図的な分割発注と判断された契約があり、すでに訓告処分が行われている。

意図的に契約規定を逸脱するのではなく、やむを得ず工事を区切って発注せざるを得ないような場合は、その経過・理由を決裁文書で明らかにし、説明責任を果たせるようにする必要がある。

また、工区を区切って分割発注した工事については、一つの工区を受注した業者及びその下請業者は他の工区の受注ができない等、厳格な運用が求められる。

(3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成について (結果)

市の発注工事について、下請を使用する場合の事務手続きマニュアルとして、「下請契約における注意事項等について」を契約課が作成し、整備している。

その主な内容は、以下のとおりである。

元請業者が下請契約をした場合、市に下請施工通知書を提出すること。

下請契約の総額が 3,000 万円 (建築一式工事は 4,500 万円) 以上のときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くと共に、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げること。

平成 14 年度から平成 16 年度までの工事契約に関する決裁文書や検収関係書類一式を閲覧した結果、施工体系図が綴じられていないものが散見された。

今後は、「下請契約における注意事項等について」に従い施工体系図を入手し、事務処理を適切に行うべきである。

(4) 工事検収について (結果)

請負工事の検収に関する決裁文書を閲覧した結果、請負工事については、工事着工前と工事完了後の現場の状況を写真にとり、工事の内容を説明できるようにすることが求められているが、このような写真を綴じていないものが一部あった。

今後は、工事内容の説明責任を果たせるように事前及び事後の写真を入手し、適切に事務処理を行うべきである。

(5) 文書管理等について

1) 請負工事契約決裁、業者選定及び検収関係の文書の保管管理について(結果)

平成 14 年度から平成 16 年度の契約を監査対象としたが、工事決裁関係書類の保管の状況が悪く、38 件のうち 4 件の請負工事の契約決裁書類一式が監査期間中に提示されなかった。工事決裁関係書類には、契約書をはじめ入札などの業者選定関係の書類、工事完了引渡しに関する資料等、いずれも重要書類がファイリングされているため、厳重な保管が求められる。

平成 17 年 6 月から不適正発注問題が表面化し、関係資料の作成や情報公開事務が増え、通常文書管理に齟齬が見られたが、今回の問題が終了した段階で早急に整理を徹底する必要がある。

2) 請負契約書の控えの保管について(意見)

市と工事業者とで仮契約を締結し、議会の議決を得てこれをもって本契約とする場合、その旨の通知文を先方に提出しているが、工事請負契約のファイルに通知文の写しが保管されていないものがあった。

工事関係書類の中には、仮契約書及びこの通知文を発行することについての決裁文書が綴じられているが、今後は、通知したかどうかを明確にするため、写しを工事関係書類とともに保管することが望まれる。

3) 工事施行決定書の決裁日及び設計書の作成日の未記入について(意見)

請負工事契約に関する起案紙、工事関連の決裁文書(変更書も含む。)及び設計書を閲覧した結果、工事関連の決裁文書の決裁日及び設計書(変更設計書も含む。)の作成日が記載されていなかった。また、起案紙についても決裁日が未記入のものが一部あった。

請負工事の意思決定の過程を明確にするため、決裁日及び作成日を明確に記載しておく必要がある。

(6) 設計意図伝達業務について(意見)

中央卸売市場における第7次高知市中央卸売市場施設整備に係る設計・工事監理委託業務などの設計会社への委託内容は、以下のとおりである。

年度	契約件名	委託金額 (千円)	期間	業務内容	摘要
H8	高知市中央卸売市場整備計画実施設計委託業務	130,810	H8.10 ~H9.3	第6次整備事業に伴う施設整備の実実施設計	注1
H13	第7次高知市中央卸売市場施設整備塩干卸売場改築工事に伴う工事監理委託業務	25,789	H13.9 ~H14.7	工事監理委託	
H13	第7次高知市中央卸売市場施設整備塩干卸売場改築(その2)工事に伴う実施設計修正委託業務	2,100	H14.3 ~H14.3	平成8年度に行った高知市中央卸売市場整備計画実施設計の修正設計	
H14	第7次高知市中央卸売市場施設整備塩干卸売場改築(その3)工事に伴う実施設計修正委託業務	8,925	H14.9 ~H15.3	平成8年度に行った高知市中央卸売市場整備計画実施設計の修正設計	
H14	第7次高知市中央卸売市場施設整備塩干卸売場改築(その2)工事に伴う工事監理費委託業務	3,780	H14.7 ~H14.11	工事監理委託	
H14	第7次高知市中央卸売市場施設整備塩干卸売場改築(その3)工事に伴う工事監理費委託業務	34,650	H14.9 ~H15.11	工事監理委託	
H15	実施設計費	19,950	H15.5 ~H15.6	工事実施設計の委託	
H15	鮮魚卸売場改築工事設計意図伝達委託業務	2,363	H15.5 ~H16.7	工事設計意図の伝達業務の委託	注2
H15	第7次高知市中央卸売市場施設整備警備棟新築工事に伴う工事実施設計修正委託業務	2,100	H15.11 ~H15.11	平成8年度に行った高知市中央卸売市場整備計画実施設計の修正設計	
H15	16年度実施設計	24,675	H15.10 ~H16.3	工事実施設計の委託	
H16	鮮魚売場卸売棟(その2)・管理棟改築工事設計意図伝達委託業務	7,980	H16.8 ~H17.3	工事設計意図の伝達業務の委託	注2
H16	活魚水槽新設工事実施設計	2,152	H16.9 ~H16.10	工事実施設計の委託	注3

注1 平成8年度の高知市中央卸売市場整備計画実施設計委託業務は、第6次施設整備(H9~H12)に係る実施設計を含んでいる。

上表において、注3の活魚水槽新設工事実施設計を除いて、すべて平成8年度の高知市中央卸売市場整備計画実施設計委託業務の契約締結の際、コンペ方式により選定された業者に委託している。

注2の設計意図伝達業務は、平成15年度から中央卸売市場の工事監理を高知市公共建築課で行うこととしたため、これまで委託先の業者が作成してきた中央卸売市場施設整備の設計図書の意図を工事施工業者に伝達する業務である。

これについて、本来ならば、実施設計図書を検収した段階で、設計の委託主である市が設計図書の意図を把握すべきものと考えが、この点について担当課では、「一般的に工事監理者が、図面を見ただけで設計意図を読み取れるように、実施設計図書にすべて表わせることは不可能である。なぜなら工事発注前の段階では複数のメーカーの製品を使えることを前提に設計図を作成させており、メーカーを特定されるような細部まで描かれていない。したがって実施設計図書の納品・検収時に設計意図まで把握することは困難である。実務的には工事発注後、施工者が施工図により詳細を決める段階で設計者の意図が伝達されメーカーなどを決定し、その後監理者がそれらを確認するものである。市が工事監理（品質管理、工程管理、安全管理等）を行った今回の改修工事では、不可視部分の構造設計や、解体後の存置部分と改修する部分との納まりなど、設計図書に表わせない内容が多くあったので、この意図伝達業務は必然的に発生した。」という見解である。

市の建築工事の要である部署は、建築される建物の品質を確保することと設計意図を明確に工事に反映させることについて、さらに研究を重ね、実施設計図書の納品を受けた段階で設計者の意図を十分に把握し、合理的で確実な工事監理ができるよう努力する必要がある。

2. 最低価額の事前公表について（意見）

市では、入札制度における透明性の確保及び不正行為の未然防止等を目的として、平成12年4月から予定価格を事前公表している。

また、平成11年11月から大規模の工事について、落札者の契約履行能力を確認するため、低入札価格調査制度の導入を試行していたが、低入札価格調査に要する事務作業に比べてその効果はそれほど認められないため導入を見送り、最低制限価格についても平成13年4月から事前公表している。

入札における落札者決定方法

予定価格の範囲内での最低価格申込者を自動的に落札者として決定する方法である。

最低制限価格制度

入札価格がたとえ予定価格内であってもこの最低制限価格を下回った場合は、当該工事の適正な履行ができないと判断し、一律に失格とする制度である。

低入札価格調査制度

最低入札価格が契約内容に定められた施工が実行できない恐れがあるほど低い金額である場合に、積算内容等の調査を行い、合理性があると認められた場合に落札価格とする制度である。

中央卸売市場の平成 14 年度から平成 16 年度の請負工事の入札状況をみると、事前公表されている最低制限価格で入札している業者が多く、この場合、くじ引きにより落札業者が決定されており、適正な競争が確保できているとは言い難い状況である。

低入札価格調査制度の導入等、適正な競争を確保するための方策を検討する必要がある。

3 . 施設使用料について

(1) 施設使用料の事務手続きについて (結果)

平成 16 年度の歳入各項目について、各月の調定書より内訳書を作成し、事業収入計上分について以下の手続を実施し、その正確性を検証した結果、特に問題となる事項は発見されなかった。

市場使用料：平成 17 年 2 月分市場使用料についての起案書、調定書、通知書の照合と使用料基準に基づく計算チェック及び取扱高については、各業者から市場課への販売高報告と一致しているどうかを検証した。

建物設備使用料：平成 17 年 3 月分建物設備使用料についての起案書、調定書、口座振替通知書（窓口払については納付書）の照合と使用料基準に基づく計算チェック及び一部について市場施設使用指定（許可）申請書、起案書及び許可通知書を入手して資料間の整合性を検証した。

駐車場使用料：平成 17 年 3 月分建物設備使用料についての起案書、調定書、口座振替通知書（窓口払については納付書）の照合と使用料基準に基づく計算チェックを行った。

(2) 建物設備使用料、使用者負担金及び駐車場使用料の滞納について(意見)

最近3年間の建物設備使用料、使用者負担金及び駐車場使用料の滞留債権の推移は、以下のとおりである。

(単位:千円)

年度 費目	平成14年度末残	平成15年度末残	平成16年度末残	平成18年 1月11日現在
建物設備使用料	3,806	4,289	5,171	5,961
使用者負担金	1,313	1,399	1,545	2,746
駐車場使用料	-	-	26	75
合計	5,119	5,688	6,742	8,782

上表のとおり、滞留債権は、徐々に増加している。市場課は、回収に向けて個々の状況に応じて交渉しているが、約束どおり回収できないものもでてきている。

滞納者は、営業成績が良くないため滞納していると思われ、今後滞納が増加していくことが予想される。このような状況においては、滞納期間が一定期間を超えるような場合は、許可の取消しをするなど早期に業者に対して注意を喚起する対策が望まれる。

(3) 料金改訂について(意見)

施設使用料等について、平成5年の消費税改正以降、料金の値上げは行われていない。また、平成10年度以降、リニューアルした各施設に従来の業者が順次入居し使用しているが、施設使用料等の改定は行われていない。

今回のリニューアルにより、各売場環境は改修前に比べ大きく改善されていると考えられ、施設使用料等について、適切な受益者負担となるよう見直しが望まれる。

4. 一般会計からの繰入金の計算方法について(結果)

市は、一般会計から高知市中央卸売市場事業特別会計への繰入金について、下記の総務省自治財政局長の通知で定められた計算方法に準拠して算出している。

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。
平成4年度以降発行した市債の利子支払額の2分の1とする。
市場施設の建設改良に係る市債の元金償還額の2分の1とする。

しかし、平成 14 年度以降は、市場内の発泡スチロール処理料について場内業者が負担しているが、一般会計からの繰入金の算定において上記の に算入している。そのため、下記のように 3 年間で 12,579 千円の基準外繰入が行われていた。

一般会計からの繰入金の算定に当たっては、特別会計が負担した営業費用額で計算する必要がある。

(単位：千円)

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	3 年間合計
場内業者が負担した発泡スチロール処理料	16,573	14,140	11,218	41,931
基準外繰入金 (上記の 30%相当額)	4,972	4,242	3,365	12,579

5 . 財産管理について

(1) 出納管理について

出納事務に関する内部統制が不備であれば、現金に携わる職員の不正が発生する可能性が高いため、出納管理について監査を実施した。具体的には、中央卸売市場の市場課事務所における現金及び金庫内保管物（切手及びタクシーチケット）について実査及び現金出納帳の通査を行い、必要に応じ、関連証憑・帳票と突合し、担当者への質問等を実施した。

その結果、以下の点が発見された。

1) タクシーチケットについて（意見）

最終の使用日が平成 13 年 11 月の未使用のタクシーチケット綴りが金庫内に保管されていた。タクシーチケットの不正使用を防止する観点からも、使用予定がないのであれば、タクシー会社に返還する等の処理が必要である。

(2) 物品の管理について

中央卸売市場には、市場課事務所内に事務用器具をはじめとして多数の物品があり、また、市場内にも業者に使用を許可している物品がある。今回調査対象とした市場課所有の物品は、管理台帳に約 160 点（平成 17 年 11 月 30 日現在）登録されていた。

これら物品は、持ち運びが容易であるため時間の経過と共に紛失又は保管場所不明となりやすいため、日常的な管理が重要となる。

そこで、今回は現物管理と台帳管理の側面から、高知市物品会計規則に基づいて有効な現物管理が行われているかという視点から物品の抜取り調査を実施し、必要に応じて質問を行った。

その結果、以下の問題点が発見された。

1) 現物と物品管理台帳との不適合について(結果)

平成 17 年 11 月 30 日に市場課において、現物と物品管理台帳(「登録物品検品チェックリスト」)との突合を実施した結果、以下のような不適合が発見された。

	調査件数	一致	エラー件数	エラー率
市場課	208	105	103	49.5%
(エラー内容)		管理シールなし	照合不可	
市場課		103	89	

物品管理台帳に登録されていない物品が 103 件あり、照合不可のものが 89 件あった。今後、早急に物品調査を行い、物品管理台帳に登録すべきものが漏れていないかどうか及び除却した物品が管理台帳に登録されたままになっていないかどうかの確認を行い、適切に管理する必要がある。

物品に貼付されている管理シールが、古い管理番号の管理シールであるものが多数あった。今後、新しい管理番号の管理シールを貼付し管理する必要がある。

また、物品の管理シールが目立たない箇所に貼付されているケースが多数あった。物品の管理シールは、一目でわかる箇所に貼付し、市財産であることを明示するとともに、物品調査が効率的に実施できるようにすべきである。

倉庫内に保管している物品について、抜取り調査を行ったが、倉庫内は乱雑で、詳細な抜取り調査ができるような状況ではなかった。現在の市場課の事務所は仮事務所であり、仮事務所に入りきらない物品等については、倉庫で一時的に保管している状況ではあるが、整理整頓して保管しておく必要がある。今後、倉庫内の物品についても、整理整頓をし、物品管理台帳との突合を行い、有効な管理を行う必要がある。

市場課事務所内における物品の配置図を作成していたが、実際の配置と異なっているものがあった。物品を移動した時には物品配置図を更新しておく必要がある。

2) 定期的な物品調査の必要性について(結果)

市の管理規則では、定期的に物品調査を実施し管理台帳を整備し、年度末に出納課に報告することとなっているが、市場課では、報告は行っているが、年1回の物品の調査が十分には行われていない。

今後、物品管理を有効なものとするためには、定期的に現物と帳簿を照合することが必要である。

3) リース物品について(意見)

リース物品について、契約台帳は作成されているが、現物と契約台帳の定期的な照合は行われていない。

市の会計規則では現物調査の対象とはなっていないが、リース物品についても物品と同様に保管責任が所管課にあることから、現物調査の対象とし、適切な管理を行うことが望まれる。

また、市の物品とリース物品を明確に区別できるよう、リース物品用の管理シール(簡易なもの)を貼付し、管理しやすくしておく必要がある。

6. 組織運営について

(1) 公印の管理及び押印について

公印の管理及び押印については、高知市公印規則(以下、「公印規則」という。)に規定されており、抜粋すると、以下のとおりである。

「高知市公印規則」

第4条

公印管守の責に任ずるため、公印管守者(以下「管守者」という。)を置く。

第7条

所属長は、必要と認める場合は公印取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、所属職員のうちから任免する。

2 取扱責任者は、管守者の命を受け、公印の管守その他公印に関する事務に従事する。

第10条

公印を使用する場合は、次の各号のいずれかによらなければならない。

(1) 公印を押印しようとする者は、高知市文書管理規程第2条第5号に規定する文書管理システムによる公印の押印の申請をした上、押印を必要とする文書及び決裁文書その他必要書類を管守者に提示し、その審査及び照合を受けなければならない。ただし、基本台帳に関する諸証明等で管守者が必要と認めるものについては、この限りでない。

公印規則の別表第1によると、市場課においては管守者として市場課長が該当する。また、市場課においては、庶務の担当者を取扱責任者と定めている。

重要物である公印の保管状況及び押印状況が適切に行われていることを確めるため、市場課事務所の視察、公印規則の閲覧、公印使用簿及び起案書の通査を行った結果、以下のような問題点が発見された。

1) 公印の保管状況について(結果)

公印である中央卸売市場用の市長印及び中央卸売市場長印は、執務時間外は大金庫の中に保管しているが、執務時間中は小箱に入れて取扱責任者席の横の金庫の上に置いてあり、いつでも、誰でも使用できる状態となっている。

公印は原則として管守者又は取扱責任者といった権限者が押印すべきものであり、執務時間内といえども、金庫内に保管するか又は管守者若しくは取扱責任者の机の中に保管する必要がある。

2) 公印の押印について(意見)

公印規則第10条第1項第1号によると、押印しようとする者は押印申請をした後、押印を必要とする文書及び決裁文書その他必要書類を管守者に提示し、その審査及び照合を受けた後、押印することになっているが、現状では、管守者の審査及び照合を経ることなく、取扱責任者が公印の押印を行っている。

これは、押印すべき書類は既に決裁を受けていることから、改めて管守者は押印すべき資料の審査及び照合を行う必要はないと市場課では判断しているためであるが、決裁を受けた書類と押印する文書の内容が同じであることを確認することが必要であり、公印規則どおり審査及び照合を受けなければならない。

また、公印使用簿を通査したところ、取扱責任者が起案者となっており、自らが公印の押印者となっているケースが大半を占めていた。現状では、公印の不正使用が可能な状況になっており、公印の管理及び使用に関する内部牽制が働いているとは言い難い。

中央卸売市場の運営・管理に関する責任を自覚し、経営意識を持った中央卸売市場の運営を行うため、課長自ら責任をもって、契約書等の書類に押印することが求められる。

今後、公印規則を市場課で言えば、「押印を必要とする文書及び決裁文書その他必要書類は、市場長又は課長自らが押印する。」といった主旨の規則に改正することを検討すべきである。

7. 中央卸売市場の今後のあり方について（意見）

中央卸売市場の設置目的は、生鮮食料品の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための中核的拠点として及び広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものである。

（1）中央卸売市場特別会計の5年間の収支状況

中央卸売市場特別会計の5年間の収支状況は、次のとおりである。

（単位：百万円）

年度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業収入	346	351	341	333	333
国庫支出金	454	111	178	214	365
県支出金	45	11	22	14	16
繰入金	176	183	188	192	275
繰越金	17	44	84	84	59
諸収入	146	127	97	93	100
市債	781	224	368	416	746
合計	1,965	1,052	1,278	1,346	1,894
再掲	522	534	529	514	608

特別会計の歳入のうち国庫支出金、県支出金、諸収入及び市債は、第7次市場整備計画に基づくものであり、これらと繰越金を除くと再掲に記載のとおり特別会計は5億円程度の規模となる。

（2）中央卸売市場の取扱高及び形態別内訳

中央卸売市場の5年間の取扱高及び形態別内訳の推移は、以下のとおりである。

（単位：千トン、百万円）

年度	人口 (千人)	総取扱高		水産物部		青果物部	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
平成12年	325	110	42,057	37	23,139	73	18,918
平成13年	326	108	39,708	35	22,580	73	17,128
平成14年	327	103	38,457	31	20,156	72	18,300
平成15年	327	99	36,844	31	19,295	68	17,549
平成16年	329	96	35,438	30	18,189	66	17,248

<形態別内訳>

(単位：百万円)

年度	平成 12 年		平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年		平成 16 年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
せり売	18,409	44%	15,581	39%	16,254	42%	12,569	34%	9,935	28%
入札	2,885	7%	1,403	4%	1,436	4%	1,318	4%	1,140	3%
相対	20,763	49%	22,724	57%	20,767	54%	22,957	62%	24,363	69%
取扱高	42,057	100%	39,708	100%	38,457	100%	36,844	100%	35,438	100%

中央卸売市場における総取扱高は、平成 12 年度から年々減少してきている。

これは、人口がほぼ横ばいであることから高知市民の消費量が減少した訳ではなく、大手スーパー、産地直送、インターネット販売など生鮮食料品についての物流の変化が起こり、販売形態が変わってきていることによるものと思われる。

また、中央卸売市場の本来の機能であるせり売が、対象品目の減少や取扱高そのものの減少により構成比率が下がってきている。

このような状況を見ると、中央卸売市場の存在意義が薄れてきており、市としても今後のあり方について以下の項目を検討する必要がある。

1) 事業収入の増加

市場課が平成 17 年 1 月に作成した中期収支計画は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	実績								
総収益	567	580	617	613	609	605	600	596	591
(内他会計繰入金)	(141)	(148)	(174)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)	(161)
総費用	469	496	617	518	512	505	498	492	486
収益的収支	98	84	0	95	97	100	102	104	105
資本的収入	695	1,177	60	78	87	97	103	119	139
(内地方債)	(416)	(744)							
資本的支出	778	1,247	149	171	189	209	221	248	275
(内地方債償還金)	(101)	(104)	(120)	(156)	(174)	(194)	(206)	(233)	(260)
資本的収支	83	70	89	93	102	112	118	129	136
収支差引	15	14	89	2	5	12	16	25	31
繰越金及び減債基金	206	220	131	133	128	116	100	75	44

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総収益	586	581	576	570	565	560	554	549	544
(内他会計繰入金)	(159)	(157)	(155)	(152)	(150)	(148)	(146)	(143)	(140)
総費用	479	472	465	460	456	452	447	443	438
収益的収支	107	109	111	110	109	109	107	106	106
資本的収入	142	145	131	119	121	123	126	128	131
(内地方債)									
資本的支出	281	287	257	233	237	241	246	250	255
(内地方債償還金)	(266)	(272)	(242)	(218)	(222)	(226)	(231)	(235)	(240)
資本的収支	139	142	126	114	116	118	120	122	124
収支差引	32	33	15	4	7	10	13	16	18
繰越金及び減債基金	12	21	36	40	47	57	70	86	104

平成 15 年度以降、地方債の償還が徐々に増加し、償還額がピークとなる平成 25 年度には、減債基金や繰越金がなくなり、その後資金繰りが厳しくなることが予想され、施設利用料等の料金改定により収支差額を補填する必要がある。

「3.(3)料金改定について」のところで記載したとおり、少なくとも減債基金がなくなる平成 25 年度までには料金改定を確実に実行できるよう、早急に業者との合意の確認を行っておくことが必要である。

2) 地方卸売市場への移行

中央卸売市場における取扱高を増加させるためには思い切った方策が必要と考えられるが、中央卸売市場である限り国の規制に従わなければならない、市の意向を自由に反映させることはできない。

このような状況を踏まえて、平成 18 年度から藤沢市、大分市、釧路市が地方卸売市場への移行を決定している。

中央卸売市場と地方卸売市場の相違点は、以下のとおりである。

項目	中央卸売市場	地方卸売市場
条例の改正	国の許可が必要 国が条例案を提示する	市の方針で改正できる
せり人	市に登録申請 市長が認可	知事に届出 登録申請の審査業務がなくなる
仲卸業者	市長に許可申請	市長に承認申請
買出人	規定がない	登録できる
相対取引の承認申請	要	不要
卸売業者の業務の規制	市場の開設区域内での業務	自由

	をするとき市長へ届出が必要	
市場外にある物品の卸売	禁止	自由
卸売業者の買受物品等の制限	有	なし
委託手数料以外の報償の収受	禁止	自由
仲卸業者の業務の規制	市場の開設区域内での業務をするとき市長へ届出が必要	自由
卸売業者による卸売予定数量等の公表	義務	なし
委託手数料率	全国統一	市の条例で規定

中央卸売市場から地方卸売市場へ移行した場合、市の方針により条例が改正でき、現状に応じたいろいろな施策をとることが可能となる。

また、国への報告書の作成業務が減少し、設置基準の達成などにとられる必要がなくなり、市場課の業務量が減少し、人員削減効果が期待できる。

これらを勘案すると、地方卸売市場への移行も検討する価値があると思われる。

以上